

## 私立幼稚園等預かり保育推進費補助金 Q&A

### Question 1

預かり保育と延長保育の言葉の違いは何ですか？

### Answer 1

- 預かり保育…幼稚園が園則で規定している教育時間の前後、休業日又は長期休業日に、保護者の希望により引き続き在園児の保育を行うこと。
- 延長保育……在園児全員の保育時間を延長し、保育を行うこと

### Question 2

補助対象となる預かり保育はどのようなものですか？

### Answer 2

幼稚園が預かり保育専任担当教員を配置し、園地園舎内で行う預かり保育で、以下の実施状況が認められるものが対象となる予定です。

- 年間を通じて継続的に開園日の4／5以上の日数により2時間以上行う預かり保育
- 休業日（長期休業日を除く）にあつては、1日2時間以上かつ年間19日以上行う預かり保育
- 長期休業日にあつては、1日2時間以上かつ年間10日以上行う預かり保育

### Question 3

預かり保育専任担当教員とはどのような人を指しますか？

### Answer 3

預かり保育のみを担当する教員で、教員免許状か、保育士資格を持つものを指します。（担当中に事務作業や清掃等、幼稚園の預かり保育以外の仕事もする教員は含めません。）

### Question 4

補助の対象になる教員の教員免許に定めはありますか？

### Answer 4

補助金の交付要綱上、教員免許に関する規定はありませんが、文部科学省及び内閣府の通知において、預かり保育の質の向上のため、教員免許は、①幼稚園教諭普通免許状、②小学校教諭普通免許状、③養護教諭普通免許状、又は、保育士資格が望ましいとされています。

#### Question 5

預かり保育専任担当教員が経常費補助対象の教員の場合、預かり保育の補助対象となりますか？

#### Answer 5

経常費補助金により、補助を受けている場合は補助対象となりません。

#### Question 6

預かり保育専任担当教員の雇用形態に定めはありますか？

#### Answer 6

常勤、非常勤のどちらでも構いません。派遣サービス等を活用して有資格の担当教員を確保して預かり保育事業を実施している場合も、補助の対象となります。

#### Question 7

預かり保育専任担当教員が休んだ日についてはどうなりますか？

#### Answer 7

当該幼稚園教職員のうち教員免許状か保育士資格を有している者が専任として担当した場合、預かり保育専任担当教員が保育したものとみなして差し支えありません。

#### Question 8

ある日については、預かり園児数が多く、専任担当教員だけでは対応できないので、クラス担当の教員1人に応援を頼みました。この場合、このクラス担当教員は、教員の算定人数に含めて良いですか？

#### Answer 8

原則は預かり保育園児数に見合う預かり保育専任担当教員を配置することになりますが、予測を超えた日は、当該幼稚園教職員のうち教員免許状か保育士資格を有している者が専任として担当した場合、この応援の教職員は教員の算定に含めることができます。

#### Question 9

定期的に2時間以上預かり保育契約を結んでいる園児について、たまたま預かり時間が2時間未満の日がありました。その日は、補助対象園児数に含めて良いですか？

#### Answer 9

園児数は、実績に基づき積算するものなので、補助対象園児数に含めることはできません。

#### Question 10

保育時間終了後、幼稚園以外の別の場所で預かり保育を行っているのですが？

#### Answer 10

補助金は、幼稚園の園地園舎内で行う預かり保育を対象としていますので、幼稚園以外の場所（例えば、園長が経営する保育園など）での預かり保育は補助対象とはなりません。

#### Question 11

園地園舎とは、どの部分を指しますか？

#### Answer 11

県が園地園舎として認める部分を指し、学校法人が他に所有している部分は園地園舎とはなりません。

#### Question 12

預かり保育を行う保育室についての基準は何かありますか？

#### Answer 12

補助金の交付要綱上、保育室に関する基準はありませんが、文部科学省及び内閣府の通知において、預かり保育の質の向上のため、預かり保育を実施する保育室の面積は、幼児1人当たり1.98㎡以上であることが望ましいとされています。

#### Question 13

同一法人の幼稚園が近くにあるので、2つの幼稚園をまとめて一緒に預かり保育を行っているのですが？

#### Answer 13

A幼稚園とB幼稚園が同一法人で、B幼稚園で預かり保育を行い、A幼稚園での預かり保育希望者はB幼稚園に移動するような場合ですが、この場合B幼稚園として教員と園児数の算定をしてください。担当教員数は、実際に保育した教員数とし、園児数についてはA幼稚園とB幼稚園の合計を記入し、算定するようにしてください。

#### Question 14

預かり保育の周知については、何か規定がありますか？

#### Answer 14

補助金の交付要綱上、周知方法について規定はありませんが、募集要項や年間計画などに記載するとともに、ホームページやチラシなどで周知を行うようにしてください。

#### Question 15

預かり保育の料金については特に定めはありますか？

#### Answer 15

補助金の交付要綱上、料金の規定について規定はありませんが、幼児教育無償化の規定や、保護者の負担を考慮し、適切な料金設定に努めてください。なお、無償化に関する規定については、各市町村へお問合せください。

#### Question 16

事業計画書を提出すれば、補助金は必ずもらえますか？

#### Answer 16

事業の予算内で各幼稚園に交付しますので、予算を超えた園数の事業計画書の提出があった場合は、圧縮率を乗じて交付することもあります。

### Question 17

小数点の取り扱いについては、どうすればよいですか？

### Answer 17

実施時間、担当教員の従事時間については、それぞれ 30 分単位で計算し、30 分に満たない時間は切り捨ててください。

1 日平均の預かり保育担当教員数を求める際には、小数点第一位を四捨五入してください。

### Question 18

保育経費の内容（科目）はどのようなものが該当しますか？

### Answer 18

預かり保育に必要なものとなります。例えば、支出は次のような科目が考えられます（人件費、光熱水費、修繕費、通信費、印刷製本費、用品代、保健衛生費など）収入については、預かり保育の保育料となります。（無料の場合は 0 円となります。）

### Question 19

預かり保育の収入が支出を上回ったのですが？

### Answer 19

補助金を含めた収入が支出経費を上回る場合は、補助対象とはなりませんのでご注意ください。

### Question 20

補助事業に要する経費の積算方法はどのようにするのですか？

### Answer 20

人件費については、預かり保育を専任する教員の雇用に必要な金額となります。それ以外の科目については、預かり保育の実施時間を考慮して予算額から積算するようにしてください。

### Question 21

県と市の両方から補助金をもらってよいのですか？

### Answer 21

県の補助金については、市の補助金を含めた収入が支出の経費を上回らなければかまいません。補助金を含めた収入が支出経費を上回る場合は、補助対象とはなりませんのでご注意ください。ただし、「長時間預かり保育事業」については、厚生労働省補助となるため、文部科学省補助である本事業とは、補助対象を切り分ける必要がある点にご留意ください。

### Question 22

預かり保育に係る施設等利用給付費の書き方が分からないのですが？

### Answer 22

幼稚園が各市町村から預かり保育に係る施設等利用給付費を法定代理受領している場合に、その金額を収入として記載してください。保護者が各市町村に申請をし、償還を受けている場合は、園としての収入にはならないため、0円と記載してください。

### Question 23

上記について、もっと具体的に教えてください。

### Answer 23

例えば、預かり保育利用料が1,000円のケースで説明すると、幼稚園が施設等利用給付費を法定代理受領している場合、保護者負担額は利用料から施設等利用給付費を減額した金額になるため、施設等利用給付費：450円（日額上限）保護者負担額：550円となります。

一方、保護者が償還を受ける場合、幼稚園は施設等利用給付費を収入としていないため、施設等利用給付費：0円 保護者負担額：1000円となります。

説明のため単純化していますが、申請の際には、実際に生じた収入を記載してください。

#### Question 24

園児を預かっていない間に行う準備や片づけ等の時間は、預かり保育実施時間に含まれますか？

#### Answer 24

含みません。

#### Question 25

新制度移行園ですが、補助対象になりますか？

#### Answer 25

新制度移行園は原則、本補助金の補助対象外となりますので、預かり保育に関する補助金の申請を希望される場合には、まずは、市町村が実施する「一時預かり事業（幼稚園型）」（新制度における幼稚園預かり保育の補助金）の活用を検討してください。

#### Question 26

新制度移行園ですが、「一時預かり事業（幼稚園型）」が活用できません。この場合、本補助金の交付は受けられないのですか？

#### Answer 26

新制度移行園は原則、本補助金の補助対象外となりますが、平成 26 年度に本補助金の交付を受けている園で（幼稚園から移行した幼保連携型こども園においては、移行前の幼稚園が交付を受けている）、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は補助対象となります。

- （１）利用者居住市町村が「一時預かり事業（幼稚園型）」を実施していない
- （２）利用者居住市町村が実施する「一時預かり事業（幼稚園型）」の実施要件を満たせない

#### Question 27

預かり保育の募集案内を保護者に通知していたにも関わらず、預かり保育の参加人数が0人だった場合も補助の対象になりますか？または、参加者が0人であっても預かり保育の開設を周知していれば、基礎単価の補助対象となりますか？

#### Answer 27

基礎単価については、従来の取り扱い同様、各私立幼稚園等が、当該私立幼稚園等の年間計画等に明記したり、預かり保育の募集案内等を通じて保護者に周知するなどにより、預かり保育を実施することを明示していることとしています。

そのため、たまたま利用者がいない日があったとしても、当初より、預かり保育を開設することを明示していた場合は、補助対象と認められます。

ただし、当初より、預かり保育の利用者がいないことが明らかな場合等、預かり保育を実施している実態を伴わない場合は、預かり保育を開設したとは認められず、補助の対象とはなりません。

#### Question 28

問27に「たまたま利用者がいない日があったとしても、当初より、預かり保育を開設することを明示していた場合は、補助対象と認められます」とありますが、例えば、園便りで預かり保育を18時まで開設することを明示している幼稚園が、たまたま17:45に全園児が降園するような日があったとしても、当該日は18時まで実施と判断してよいですか？

#### Answer 28

差し支えありません。ただし、17:45に全園児が降園することが常態化しているような場合は、「たまたま」とは言えないことにご留意ください。



### Question 29

預かり保育の実施の有無を当日に確認している場合、「当初より、預かり保育の利用者がいないことが明らかな場合等」に該当しますか？

(例：開園日はすべて預かり保育を実施していて、保護者にもその旨お知らせしている幼稚園が、預かり保育の申込みを当日の朝に受け付けている場合)

### Answer 29

早期預かり保育では、利用者が当日の朝にならなければ分からない場合は想定されません。この場合、幼稚園では、早朝預かり保育を実施するため、前日より人員を手配する等が必要であることから、仮に当日の朝になって利用者がいなかった場合は、「預かり保育を開設」したもののみなすことができますものとします。ただし、あらかじめ、利用者がいないことが明らかな場合は認められません。

放課後預かり保育では、当日の朝に必要な有無を確認することとなるため、人員をはじめ、必要な準備について判断する猶予があるものと考えられます。そのため、当日の朝の段階で、利用者から放課後預かり保育の希望が無かった場合は、「預かり保育を開設」したとは言えないものと考えます。

しかしながら、当日の朝の段階で、利用者が放課後預かり保育の実施を希望したものの、急きょキャンセルした場合であれば、「たまたま預かり保育を実施しなかった」ものとみなすことができますものとします。

いずれの場合においても、実施の予見性をあらかじめ確認する方法を検討することが適当であり、当日キャンセルについて、会計検査等で預かり保育を実施する予定であったが、利用者都合により、急きょキャンセルしたことを合理的に説明できるようにすることが必要と考えます。

## 新型コロナウイルス感染症による特別措置について Q&A

### Question 1

新型コロナウイルス対策により、幼稚園を臨時休業したため、補助要件が満たせないのですが？

### Answer 1

年間の開園日数の4/5以上の日数で預かり保育を実施することが補助の要件となる予定ですが、救済措置として、臨時休業等で預かり保育を予定していたが実施できなかった場合、実施したとみなすこととします。

### Question 2

救済措置を受けるにあたり、必要な書類はありますか？

### Answer 2

臨時休業前に預かり保育を予定していたことが救済措置の条件のため、①臨時休業前に預かり保育を予定していたことが確認できる資料を提出する必要があります。また、②臨時休業期間が確認できる資料もご提出ください。

### Question 3

具体的にどのような書類を提出すればよいか教えてください。

### Answer 3

①については、学期始めに配布した預かり保育のお知らせや、前年度の園児募集等で配布した資料が考えられます。ただし、預かり保育の予定日や時間等が明記されたものに限りです。  
②については、臨時休業に関する保護者への案内状やメールのコピー、県・市町村に提出した届出等が考えられます。ただし、期間が記載されているものに限りです。

#### Question 4

臨時休業していましたが、保護者の要望があったので、預かり保育だけは実施していました。この場合、預かり保育を一日中実施したとして、実施時間を計算してよいでしょうか？

#### Answer 4

臨時休業日は一律開園日とみなしますので、通常の教育時間を除いた時間を預かり保育の実施時間として計算してください。

#### Question 5

加算単価の要件について、6月と10月の数字を記載する必要がありますが、6月は幼稚園を臨時休業していました。どうすればよいでしょうか？

#### Answer 5

6月又は10月に幼稚園を臨時休業していた場合は、救済措置として4月から11月の任意の月に算定月を変更することができることとします。

#### Question 6

救済措置を受けるにあたり、必要な書類はありますか？

#### Answer 6

算定月振替用の事業計画書がありますので、そちらに必要事項を記入し、ご提出ください。

#### Question 7

振り替えの月を11月にしようと思うのですが、提出後に計画書の数字が変わった場合、どうすればよいですか？

#### Answer 7

算定月を11月に振替えた幼稚園におかれましては、数字の変更の有無にかかわらず、12月1日（金）までに実績値をご報告ください。